入札公告 (説明書)

令和2年4月23日 東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所長 上村 治

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、契約手続き日程を設定しています。 なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 東日本」と いう。)が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほ か、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項(調達手続の概要)

1-1. 契約件名(業務名) 東京外環自動車道 電線共同溝修正詳細設計

1-2. 契約責任者 NEXCO 東日本 関東支社

千葉工事事務所長 上村 治

1-3. **契約担当部署** NEXCO 東日本 関東支社

千葉工事事務所 庶務課

(住所) 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-9-3

(電話) 043-350-3321

1-4. 競争契約の方法 条件付一般競争入札1-5. 競争参加資格の確認 事前審査方式(通知型)

1-6. **入札の方法** 電子入札

1-7. 落札者の決定方法 総合評価落札方式

1-8. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと

1-9. 契約書の作成 必要(作成方法については落札者と協議する)…入札者に対す

る指示書[26]を参照のこと

1-10. 契約図書

(1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者(以下「競争参加希望者」という。)及び契約責任 者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①入札公告(説明書) 本書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

②標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【調査等契約書】を使用すること

③入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【電子入札】を使用すること

④共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

【調査等共通仕様書(令和2年4月)】を使用すること

⑤特記仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/

⑥その他契約(発注用)図面等 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/

⑦金抜設計書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/

⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり

⑨入札書 電子入札システムの様式のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札 システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD-R 配布等) により交付するので、上記 1-3. 契約担当 部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間は、令和2年4月23日(木)から令和2年5月22日(金)までとする。

第2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

(1) 業務場所 自) 千葉県市川市中国分

至) 千葉県市川市田尻

(2) 業務内容 本業務は、東京外かく環状道路(千葉県区間)における市川市中国分

から市川市田尻のうち、電線共同溝未施工区間において、道路構造の変更及び低コスト手法の導入に伴う電線共同溝に関する修正詳細設計を

行うものである。

(3) 概算数量 電線共同溝修正詳細設計A 1式

電線共同溝修正詳細設計B 1式 工事発注用図面作成 258 枚

設計打合せ 1式

(4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 240 日間

(5) 成果品 共通仕様書及び特記仕様書のとおり

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下「入札者」)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「道路設計」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度競争参加 資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO東日本から「地域3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO東日本が「地域3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において、平成 22 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 道路事業における電線共同溝の設計業務

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者である こと。

なお、外国資格を有する技術者(日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的

であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ下記に示す 資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。 a)管理技術者:下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士【総合技術監理部門(建設-道路)】の資格を有し技術士法による登録を 行っている者。
- ② 技術士【建設部門(道路)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ③ RCCM(道路部門)の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行っている者。 b)照査技術者:管理技術者に同じ。
- (7) 管理技術者は、審査基準日において、平成 22 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了 した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 道路事業における電線共同溝の設計業務

(8) 照査技術者は、審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

同種業務 道路事業における電線共同溝の設計業務

- (9) 令和2年5月22日時点の管理技術者の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。
 - ①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上
 - ②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が 10 件以上

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は5件以上とする。

※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する 役員を兼ねている者。
- ・施工 (調査等) 管理業務の受注者
 - 千葉工事事務所 技術課施工管理業務 I (受注者:株式会社片平新日本技研)
 - ・千葉工事事務所 技術課施工管理業務Ⅱ (受注者:開発虎ノ門コンサルタント株式会社)
- (11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。 以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係に ある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- 1)一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合
- 3)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- iv)組合の理事
- V) その他業務を執行する者であって、i) ~iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は ②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を作成しなければならない。申請書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、申請書の作成に係る留意事項は以下に示す。

申請書(様式)	留意事項
競争参加資格確認申請書	必要事項を記載のうえ記名すること
(様式1)	その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
企業の同種業務の実績	上記 3-1. (5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。
(様式 2)	次の資料を添付すること。
	・同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類(契約書・特記仕様書
	等)の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し
	※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付

申請書(様式)	留意事項
	すること。
	記載した同種業務の発注機関が NEXCO (東日本・中日本・西日本)・国土交通省または
	NEXCO 以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書」の通知を受けている場合
	はその写しを添付するものとする。
	は なお、平成 22 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本に受渡しが完了した調査等であって、天
	災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注
	者からの通知文書(写し)を添付することができない場合は、上記1-3.「契約担当部署」
	を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前(休日を除く)まで
	に照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書
	類を申請書の提出期限5日前(休日を除く)までに書留郵便、信書便又は持参により提
	出すること。
A NIV 1-Laa frite setti NIV. 7-La	記載にあたっては、(様式2)に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の施工管理業務の実	NEXCO 東日本が発注した平成 29 年 4 月 1 日以降に元請として完了した施工管理業務の実
績	績を最大3件まで記載すること。ただし、継続契約業務(同一機関・組織で実施してい
(様式 3)	る業務)は、直近年度に完了した業務のみを1件の業務実績とみなす。
	次の資料を添付すること。
	・業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類(契約書・特記仕様書等)
	の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し
	※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付
	すること。
	記載にあたっては、(様式3) に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における	同一業種(道路設計)に属する業務で、平成22年4月1日以降にNEXCO東日本から表
表彰実績	彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。
(様式 4)	表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。
配置予定管理技術者の資	上記 3-1.(6)a)に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載するこ
格等	と。
(様式 5-1)	記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。
	外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大
	臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。
	手持ち業務は、審査基準日を基準日として、上記 3-1. (9) に示す対象業務がある場合に
	記載するものとする。
配置予定管理技術者の同	上記 3-1. (7)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。
種業務の経験	次の資料を添付すること。
(様式 6-1)	・同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類(契約書・特記仕様書・
	作業計画書等)の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知
	書」の写し
	※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付
	すること。
	記載した同種業務の発注機関が NEXCO (東日本・中日本・西日本)・国土交通省または
	NEXCO 以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書(項目別評定点を含む)」
	 の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。
	 なお、平成22年4月1日以降にNEXCO東日本において完成及び引渡しが完了した調査
	 等であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など受注者の責めによらな
	 いやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書(写し)を
	添付することができない場合は、上記 1-3.「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対
	し評定点合計を申請書の提出期限5日前(休日を除く)までに照会することができる。
	おお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限5日
	前(休日を除く)までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。
	記載にあたっては、(様式 6-1) に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
	上記 3-1. (6)b)に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載するこ
格等	الله الله (الله الله

申請書(様式)	留意事項
(様式 5-2)	記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。
	外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大
	臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。
配置予定照査技術者の同	上記 3-1. (8)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。
種業務の経験	次の資料を添付すること。
(様式 6-2)	・同種業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類(契約書・特記仕様書・
	作業計画書等)の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知
	書」の写し
	※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付
	すること。
	記載にあたっては、(様式 6-2) に示す≪記載上の注意事項≫に従うこと。
業務実施体制	他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技
(様式7)	術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委
	任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。なお、再委任先
	又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。
	調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-49-2 に示す「秘密の保持に係る部分」
	を再委任してはならない。

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を 行わなければならない。
 - ① 提出期間 入札公告の日の翌日から令和2年5月22日(金)16時まで
 - ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
 - ③ 提出方法 電子入札システム※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札 システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知 令和2年6月上旬を予定している。

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3 (関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、上記 3-3. 競争参加資格確認申請において提出された資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な

者を落札者と決定する方式をいう。

なお、落札者の決定方法は、下記 5-3. 落札者の決定に示す。

4-2. 技術評価

(1) 契約責任者は、上記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、競争参加資格確認申請において提出された資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

貝俗	資格確認申請において提出された資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。 						
	評価項目				評価基準	配点	
企	資	専	成	平成22年4月1日	(様式 2)	①15.0点	
業の	資格実績等	門技	果の	以降に受渡しが完	下記の順位で評価する。	②7.5点	
経	績	術	確	了した同種業務の	①同種業務の実績が平成22年4月1日以降に受	③0 点	
験	等	力	実性	実績	渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・		
び			11.		NEXCO 西日本の発注業務		
経験及び能力					②同種業務の実績が平成22年4月1日以降に受		
					渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外の		
					高速道路会社の発注業務		
					以下の場合は加点しない。		
					③平成22年4月1日以降に受渡しが完了した、		
					上記①、②以外の同種業務の実績		
					なお、上記に該当しない場合は競争参加を認めな		
					N°		
	7/5 7	<i>5</i> -5-	#	平成 29 年 4 月 1 日		①10.0点	
企業	資格実績等	管理	専門	以降に完了した		②6.0点	
0	実	技術	能力	NEXCO 東日本発注	ただし、継続契約業務(同一機関・組織で実施し	③3.0点	
験	等	力	//	の施工管理業務の	ている業務)は、直近年度に完了した業務のみを		
経験及び能				実績	1件の業務実績とみなす。		
能					①平成29年4月1日以降に完了した施工管理業		
力					務の実績が3件ある		
					②平成29年4月1日以降に完了した施工管理業		
					務の実績が 2 件ある		
					③平成29年4月1日以降に完了した施工管理業		
					務の実績が 1 件ある		
企	巾	専	成	平成22年4月1日	(様式 2)	①20.0点	
企業	成績	門	果	以降に受渡しが完	下記の順位で評価する。	② 19.0 ∼	
の経	表	技術	の確	了した同種業務の	①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の	1.0 点	
験及	表彰	労	実性	成績評定点	発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務	③10.0点	
及び			性		②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の	④ 9.5 ∼	
能力					発注業務で成績評定点が90点未満71点以上の業	0.5点	
刀					務(業務成績に応じて評価する)		
					③国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社		
					の発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務		
					④国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社		
					の発注業務で成績評定点が90点未満71点以上の		
					業務 (業務成績に応じて評価する)		
					なお、上記に該当しない場合は加点しない。		

	評価	項目		評価基準		
企	成	専	成	平成22年4月1日	(様式 4)	①5.0点
業の	績	門	果	以降に受渡しが完	下記の順位で評価する。	②2.5点
の	表	技術	の確	了した同一業種の	複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実	3~6
経験及	表彰	为	実性	表彰	績のうち最も高い表彰実績で評価する。	0 点
175			1生		①平成22年4月1日以降に同一業種において	
能力					NEXCO 東日本の社長表彰又は NEXCO 東日本の支社	
//					長表彰の実績を有する	
					②平成22年4月1日以降に同一業種において	
					NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する	
					以下の場合は加点しない。	
					③表彰実績がない場合	
					④平成22年3月31日以前の表彰実績である場合	
					⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合	
					⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である	
					表彰実績である場合	
及	企	行不事		以下に該当する場合に評価を減ずる。		①-2.0点
び能	業 の	為調		① 令和元年5月22日から令和2年5月22日までに当該業種に係る		②-1.0点
能力	経	実及なび		文書警告を受け	tc.	
	験			② 令和元年 5 月 2	2日から令和2年5月22日までに当該業種に係る	
	1			口頭注意を受け		
配	資格	資格	技術	配置予定管理技術	(様式 5-1)	①20.0点
置	•	格 格	格 術 要 者	者の技術者資格	下記の順位で評価する。	②10.0点
定	実績等	要件	者資物		なお、外国資格を有する者については、あらかじ	
官理		積 等 	格等		め下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国	
技					土交通大臣認定を受けている者を評価する。	
配置予定管理技術者					①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有	
の経					し、技術士法による登録を行っている	
験					②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を	
及び					行っている	
能力					• RCCM	
力					なお、上記に該当しない場合は競争参加資格を認	
					なわ、上記に該目しない場合は親ず参加賃恰を認めない。	
]			αλ/Υ Λ .º	

	評価項目				評価基準	配点
配	資	専	業	平成 22 年 4 月 1	(様式 6-1)	①20.0点
置予定管理技術者の経験及び能	格・	門	務	日以降に受渡しが	下記の順位で評価する。	②10.0点
		技術	執行	完了した配置予定	①同種業務の実績が平成22年4月1日以降に受	③0 点
管珊	実績等	力	技術	管理技術者の同種	渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・	
_垤 技	守		力	業務の経験	NEXCO 西日本の発注業務	
術					②同種業務の実績が平成22年4月1日以降に受	
0					渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外の	
経験					高速道路会社の発注業務	
及び出					 以下の場合は加点しない。	
能 力					③平成22年4月1日以降に受渡しが完了した、	
					上記①、②以外の同種業務の実績	
					なお、上記に該当しない場合は競争参加資格を認	
				(めない。	
配置	資格	手持		(様式 5-1)	本のこと 44 のいだしより ままりよって 4 人に 44 名 かわ	
予	•		ا ا	配直了足官埋技術で を認めない。	者のうち次のいずれかに該当する場合は競争参加	_
定答	実績等	移	5		の管理技術者又は担当技術者として従事している	
置予定管理技術者	等				:の管理技術有文は担当技術有として促争している :契約金額が 4 億円以上	
術					の管理技術者又は担当技術者として従事している	
者 の					C契約件数が 10 件以上	
経				なお、手持ち業務に	工複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手	
及	の 経 験 及 び 能			持ち金額については	は、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母と	
び能				し、審査基準日が属	する年度に係る履行月数を分子として算出した割	
力				合を手持ち業務毎の)契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務	
				の金額として評価す	-る。	
				また、手持ち業務に	こついて、「低入札価格調査対象業務」がある場合	
				は、①の金額は2億	第円以上、②の件数は 5 件以上とする	
				※業務の履行期間を	が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ	
	業務					

	評価項目			評価基準		配点
配	成績・表	専門技術	成	平成22年4月1日	(様式 6-1)	①10.0点
置予定管理技術者			果の	以降に受渡しが完	下記の順位で評価する。	2 9.5 ~
			確	了した配置予定管	同種業務に従事した配置予定技術者の役職が管	0.5点
管理	彰	力	実性	理技術者の同種業	理技術者、照查技術者、設計担当者、現場作業責	③5.0 点
技			1=	務の技術者評定点	任者、現場担当者のいずれかの場合に評価する。	④ 4.7 ∼
術					なお、配置予定技術者の実績業務において、従事	0.2点
0					役職及び従事役職での技術者評定が確認できな	
経 輪					い場合は、評価しない。	
の経験及び能力					①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の	
万					発注業務で技術者評定点が 90 点以上の業務	
					②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の	
					発注業務で技術者評定点が90点未満71点以上の	
					業務(技術者評定に応じて評価する)	
					③国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社	
					の発注業務で技術者評定点が90点以上の業務	
					④国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社	
					の発注業務で技術者評定点が90点未満71点以上	
					の業務(技術者評定に応じて評価する)	
					なお、上記に該当しない場合は加点しない。	
業	£	· 妥務 めない。 ・ 当 生			こ7)が下記項目に該当する場合には競争参加を認	_
	ž Ž			- 0		
施	業務実施体		施		Eたる部分若しくは秘密の保持に係る部分である	
14 制			体制	場合。		
,,,,	iha		.,		分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことを	
				いう。		
					査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分	
				•	る部分」:調査等共通仕様書 1-49-2 に示す部分	
				②業務の分担構成が	、不明瞭又は不自然な場合	

第5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。 入札書 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 令和2年6月10日(水)16時
- ② 入札書の提出場所 上記 1-3. 契約担当部署
- ③ 入札書の提出方法 電子入札システム
- ④ 開札執行日時 令和2年6月11日(木)10時00分
- ⑤ 開札執行場所 上記 1-3. 契約担当部署

5-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。
 - ①評価値(100点)=価格評価点+技術評価点

②価格評価点(配点30点)… 次に示す算式により算定する。 価格評価点(配点30点)=下式A×0.5 + 下式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

(下式 A)

《注意事項》

- 1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式 A の評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
- 2. 定数は、評価値を100点とするための補正値であり、本業務では10とする。
- 3. 下式 A は小数点 4 位以下を切り捨てとする。

(下式 B)

《注意事項》

- 1. 評価基準価格は、契約制限価格に10分の5.5を乗じた価格とする。
- 2. 入札価格が評価基準価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
- 3. 定数は、評価値を100点とするための補正値であり、本業務では10とする。
- 4. 下式 B は小数点 4 位以下を切り捨てとする。
- ③技術評価点(配点60点)… 次に示す算式により算定する。 技術評価点 = 配点 × (上記4-2.に示す評価基準により算定した点/100点) なお、小数第4位以下は切り捨てとする。
- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。 5-4. 低入札価格調査
- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限 価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準 価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査 を行う。

また、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[22]を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 入札公告の日から令和2年5月27日(水)16時まで
 - ② 受付場所 上記 1-3. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は郵送(書留郵便若しくは信書便)(受付期間内に必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
 - ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ (「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」) に掲載する

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」 「有」の場合は請負契約書第34条1項に基づき前払金の請求をすることができる。
- (2) 部分払 無

6-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本件業務の受注者、本件業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しく は人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負 うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

6-6. 設計業務成果品等の貸与

本業務は、NEXCO 東日本が認める範囲で本業務に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R (以下「貸与用電子媒体」という。) を、競争参加希望者に対し貸与する。

- ①貸与用電子媒体に含まれる情報
 - (ア) H27 千葉外環電線共同溝詳細設計業務
 - (イ) 東京外環自動車道 電線共同溝図面修正
 - (ウ) 東京外環自動車道 電線共同溝工事発注用図面作成業務
 - (エ) 平成29年度 一般国道298号(市川市国分~田尻地先)新設に伴う道路(交差点) に係る計画協議の変更について(照会)
 - (オ) 一般国道 298 号 (京成菅野駅前) 新設に伴う道路に係る計画協議の変更について (照 会)
- ②被貸与可能者:上記 3-1. 競争参加資格に該当する者で別添 1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること
- ③貸与方法等:上記 1-3. 契約担当部署へ事前電話連絡後、別添 1 を 2 部持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。
- ④借用申込期限:競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日の16時
- ⑤返却期限
 - (1) 競争参加資格確認申請書未提出の場合:競争参加資格確認申請書提出期限日から1週間 以内
 - (2) 競争参加資格無しと通知された場合:競争参加資格確認結果通知日から1週間以内
 - (3) 入札を辞退した場合: すみやかに返却するものとし、入札書提出期限日から1週間以内
 - (4) 入札に参加した場合:入札書提出期限日から1週間以内

⑥返却方法等:上記 1-3. 契約担当部署に持参又は郵送(書留郵便)の方法により、別添 1 を 1 部とともに返却する。

⑦その他

- (1) 貸与用電子媒体は本業務に係る競争参加資格確認申請書及び入札書作成以外の目的に使用してはならない。
- (2) 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
- (4) 本業務の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等は行わない。また、本業務に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
- (5) 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑥により速やかにこれに応じなければならない。

以 上